

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2195号)

令和元年10月29日

横情審答申第2195号

令和元年10月29日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成29年8月31日健こ第584号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者が特定年月日に精神障害者保健福祉手帳交付の申請をした際に提出した申請書一式及び添付書類」の個人情報一部開示決定に対する審査請求
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求者が特定年月日に精神障害者保健福祉手帳交付の申請をした際に提出した申請書一式及び添付書類」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、障害等級判定に使用する等級判定用紙の公務員の職を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

また、「横浜市こころの健康相談センター」「そこで保管されている全て。」の個人情報本人開示請求に対し、同保有個人情報のみを特定したことは妥当ではなく、審査請求人に係る精神障害者手帳交付進達者一覧、精神障害者保健福祉手帳の等級判定に係る起案用紙のデータ、精神障害者保健福祉手帳交付台帳、自立支援医療（精神通院）進達簿、判定会割当対象者一覧（診断書あり）及び福祉保健システム上の精神障害者保健福祉手帳交付事務に係るデータについても対象保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

なお、当初の決定で非開示としていた障害等級判定に使用する等級判定用紙の公務員の職について開示し、審査請求人に係る精神障害者手帳交付進達者一覧及び判定会割当対象者一覧（診断書あり）を特定し開示した追加の決定は、瑕疵ある行政処分であり取り消すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市こころの健康相談センター」「そこで保管されている全て。」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年7月25日付で行った「請求者が特定年月日に精神障害者保健福祉手帳交付の申請をした際に提出した申請書一式及び添付書類」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が特定年月日に精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を申請した際に提出した精神障害者保健福祉手帳新規交付申請書（以下「精神障害者手帳申請書」という。）及び診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（以下「診断書」という。）、申請時に瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）の職員が個人番号の本人確認のために使用した本人確認チェック票並びに横浜市こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）が障害等級判定の際に使用した等級判定用紙である。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

ア 本件保有個人情報のうち、嘱託医の氏名については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当する。

イ 障害等級判定を行う嘱託医は、特別職の公務員であるが、当該嘱託医の氏名は職員録に記載されておらず、一般に公にされていない情報である。また、嘱託医は常勤ではなく、相談業務等のように精神障害者手帳の申請者を含めて市民と直接対応する業務は行っておらず、名札等で氏名を明らかにすることもない。さらに、精神障害者手帳の申請者の主治医等が作成し、提出された診断書に基づき、機能障害や能力障害の状態に応じた障害等級判定について意見を述べる意見聴取の場に、月に1回又は2回出席するのみとなっている。そのため、職員録に記載されていないということだけでなく、嘱託医の氏名は、一般に公にされていない情報であり、本人開示請求者が知ることが予定されているものではないことから、本号ただし書アに該当せず、また本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないため、嘱託医の氏名は非開示とした。

ウ 障害等級判定用紙の公務員の職については、本件処分において非開示としていたが、本件審査請求を受けて改めて検討したところ、条例第22条第3号ただし書ウに該当し、開示すべき情報であると判断したことから、平成29年8月30日付健こ第569号の決定（以下「本件追加決定」という。）により追加で開示している。

エ 本件処分の個人情報一部開示決定通知書の「7 根拠規定を適用する理由」について、「判定を行った医師が今後判定業務を行うにあたって、専門的知見から公平な意見を出すことができなくなり、また、判定を行った医師に不利益が生じ

ることが考えられるため」と記載したが、これは誤りであり、「本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため」が正しい根拠規定を適用する理由である。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

障害等級判定を行う嘱託医は、精神障害者手帳の申請者と直接対応することではなく、意見聴取において、診断書に基づき精神障害者手帳の等級判定について意見を述べる業務を担っており、精神障害者手帳の申請者にとって意に反する意見を述べなければならないこともある。現行においても、精神障害者手帳の交付が認められなかった者や等級判定に対して不満のある申請者が、判定内容について苦情申立てをする場合が頻繁にある。このため、嘱託医の氏名を開示すると、等級判定に対する不満から嘱託医への圧力や干渉等の影響を受けることも考えられ、専門的知見から適正かつ公平な意見を述べるのが難しくなる。

また、嘱託医が心理的に重圧を感じることによって、委嘱を辞退するなどの状況が生じ得る。現状において、嘱託医の確保に苦慮している状況であり、精神障害者手帳の申請件数が年々増加している一方で、精神障害者手帳の等級判定を行う精神保健指定医が全国的にみて少ない神奈川県内において、障害等級判定について意見を述べる嘱託医の確保が今後ますます困難となり、精神障害者手帳の等級判定業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(4) 本件審査請求を受けて改めて確認したところ、本来特定し開示しなければならない文書が見つかったため、本件追加決定により追加で開示している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、公文書の全部と、存否を明らかにしていないすべての情報を開示するとの処分を求める。
- (2) 決定通知書の「1 本人開示請求に係る保有個人情報」に「請求者が特定年月日に精神障害者保健福祉手帳交付の申請をした際に提出した申請書一式及び添付書類」とあるが、請求人が開示を求めたのは「私、及び子特定個人に関する担当課が所管し保管する情報のすべて」である。

本件公文書の中には、職員の意見等も含まれているはずであるが、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部

分を同号によって非開示とすることはできない。なお、非開示部分の個所に嘱託医やこころの健康相談センターの所長の名前が記載されているようだが、これも同号によって非開示とすることはできない。

- (3) 障害等級を決定するにあたっての起案本文や審査過程に係る文書が存在すると考えるところ、開示請求の対象公文書に含まれていない。
- (4) 嘱託医の氏名について、当該嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の公務員であって、本決定をし、及び実施するにあたっての専門的判断及び必要な助言指導を行う重要な職責を担っていることが認められる。そうすると、当該職務の遂行に係る情報に含まれる当該嘱託医の氏名については、慣行として請求人が知ることが予定されているというべきである。
- (5) 実施機関は、弁明書において平成29年8月30日健こ第569号で開示したとしているが、請求人は行政文書の開示請求はしておらず、個人情報の開示を求めたものであるから、違法に開示したものと思慮される。
- (6) 実施機関は、弁明書において「本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより・・・されるため」と判断を変更しているが、請求人は行政文書の開示請求はしておらず、個人情報の開示を求めたものであるから、違法に開示したものと思慮される。
- (7) そもそも、横浜市長の言う行政文書の開示請求を請求人は行っていない。これが誤って文書作成され公文書として決定されたとするならばあまりにもずさんな管理と決定である。
- (8) 弁明書からみても横浜市長が市民に対し丁寧の説明しているとは考えられない。

5 審査会の判断

- (1) 精神障害者手帳の交付に係る事務及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る事務について

ア 精神障害者手帳の交付に係る事務について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）では、精神疾患を有する者のうち、精神障害（発達障害・てんかんを含み、知的障害を除く。）のため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある者に対し、精神障害者手帳を交付することとされている。

横浜市では、精神障害者手帳の交付に係る事務（以下「精神障害者手帳交付事務」という。）については、交付申請の受付及び精神障害者手帳の交付を各区福

祉保健センター高齢・障害支援課（以下「各区高齢・障害支援課」という。）で行い、障害等級判定業務並びに精神障害者手帳の交付の決定及び作成をこころの健康相談センターで行っている。

イ 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る事務について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）では、精神保健福祉法第5条に定める統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある者に対し、自立支援医療費を支給する旨の認定を行って自立支援医療受給者証（精神通院医療）（以下「受給者証」という。）を交付し、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療費の一部を公費で支給することとしている。

横浜市では、自立支援医療（精神通院医療）（以下「精神通院医療」という。）の支給認定に係る事務（以下「精神通院医療支給認定事務」という。）については、支給認定の申請の受付を各区高齢・障害支援課の窓口及び健康福祉局精神通院医療事務処理センター（以下「事務処理センター」という。事務処理センターでの受付は、郵送によるものに限る。）で行い、こころの健康相談センターで申請内容に基づき支給認定の適否の判定を行う。さらに、その判定内容に基づき健康福祉局障害福祉部障害企画課（以下「障害企画課」という。）で支給の認定を行い、認定した場合は、事務処理センターから支給認定を受けた者に対し、原則として郵送で受給者証を交付している。

(2) 本件保有個人情報について

ア 審査請求人が本件本人開示請求で開示を求めている保有個人情報は、こころの健康相談センターで保管されている審査請求人に係る保有個人情報の全てである。

イ 審査請求人は、高齢・障害支援課に対して精神障害者手帳の交付申請及び精神通院医療の支給認定の申請を行っており、こころの健康相談センターでは高齢・障害支援課を経由するなどして、これらの事務における審査請求人に係る個人情報を取得し、又は作成している。

ウ 本件本人開示請求に対し、実施機関は、当初、審査請求人が精神障害者手帳の交付を申請したことに伴い取得し、又は作成した書類である精神障害者手帳申請書、診断書、本人確認チェック票及び障害等級判定に使用する等級判定用紙（以

下「等級判定用紙」という。)を本件保有個人情報として特定し、このうち等級判定用紙の嘱託医の氏名欄を条例第22条第3号に該当するとして非開示とした。

エ その後、本件審査請求を受けて改めて確認し、精神障害者手帳交付事務に係る保有個人情報の特定に漏れがあったほか、精神通院医療支給認定事務における保有個人情報についても特定すべきであったとして、本件追加決定を行い、審査請求人に係る精神障害者手帳交付進達者一覧(以下「進達者一覧」という。)及び精神通院医療支給認定事務に係る判定会割当対象者一覧(診断書あり)(以下「対象者一覧」という。)について特定し、その全部を開示した。

オ また、実施機関は、本件追加決定において、等級判定用紙の嘱託医の氏名欄のうち公務員の職について開示した。

カ 実施機関は、等級判定用紙の嘱託医の氏名欄に記載された嘱託医の氏名を非開示とした理由について、条例第22条第3号だけでなく同条第7号にも該当する旨、追加の弁明書で主張している。

キ 審査請求人は、本件処分の取消しを求めるとして、本件保有個人情報の非開示部分の開示と、本件保有個人情報に加えさらに保有個人情報を特定し開示するよう求めているため、当審査会としては、本件処分において実施機関が行った保有個人情報の特定の妥当性及び実施機関が非開示とした等級判定用紙の嘱託医の氏名欄の条例第22条第3号及び第7号の該当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

ア 当審査会は、本件保有個人情報の特定経緯等について確認するため、平成30年12月18日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件処分の際は、精神障害者手帳の申請を高齢・障害支援課で受け付けてからこころの健康相談センターで等級判定を行い、書類を保管するに至る事務の中で作成し、又は取得した精神障害者手帳申請書や診断書などの個人単位の文書を特定した。本件審査請求を受けて改めて精神障害者手帳交付事務の流れを確認したところ、申請を受け付けた高齢・障害支援課からこころの健康相談センターに精神障害者手帳申請書等をまとめて送付する際に添付することとしている進達者一覧と、精神通院医療支給認定事務の手続の中で作成される対象者一覧について、追加で特定すべきことが判明し、本件追加決定を行った。

(イ) しかし、さらにその後、こころの健康相談センターで精神障害者手帳の等級を判定した後、手帳交付者の台帳を作成して高齢・障害支援課に送付する事務

の過程に係る保有個人情報である精神障害者保健福祉手帳交付台帳（以下「精神障害者手帳交付台帳」という。）についても特定すべきことが判明した。また、精神通院医療支給認定事務において申請を受け付けた高齢・障害支援課からこころの健康相談センターに精神通院医療支給認定事務に係る申請書等を送付する際に添付する自立支援医療（精神通院）進達簿（以下「精神通院医療進達簿」という。）についても特定すべきであった。

- (ウ) 福祉保健システム上の精神障害者手帳に係るデータ及び障害福祉システム上の精神通院医療に係るデータについては、こころの健康相談センターでも現況をシステム画面で確認し、画面印刷することは可能であるが、システム上のデータの管理の所管課は健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課及び障害企画課である。
- (エ) 精神障害者手帳の障害等級判定を行う際は、等級決定の起案には精神障害者手帳交付台帳を、審査段階では等級判定用紙を使用しており、起案時や審査過程においてそれ以外の文書は使用していない。

イ 以上を踏まえて、当審査会としては次のとおり判断する。

- (ア) 本件本人開示請求の対象となる保有個人情報は、こころの健康相談センターで保管されている精神障害者手帳交付事務及び精神通院医療支給認定事務に係る審査請求人の保有個人情報である。
- (イ) 実施機関の説明や資料をまとめると、審査請求人に関してこころの健康相談センターが行った事務の流れ及びそこで取り扱った書類は次のとおりである。

精神障害者手帳交付事務については、最初に、こころの健康相談センターは、審査請求人が高齢・障害支援課の窓口で提出した精神障害者手帳申請書及び診断書、受付時に作成された本人確認チェック票並びに進達者一覧を高齢・障害支援課から受け取った。次に、高齢・障害支援課から受け取った書類及び等級判定用紙を用いて精神障害者手帳の障害等級に係る等級判定が行われた。そして、等級判定結果を基に精神障害者手帳交付台帳を作成し、精神障害者手帳交付台帳を用いて、その記載のとおり精神障害者手帳を交付することの起案を行い、精神障害者手帳の交付を決定した。最後に、精神障害者手帳及び精神障害者手帳の交付のお知らせを作成し、精神障害者手帳交付台帳の写しとともに高齢・障害支援課に送付した。なお、実施機関に確認したところ、こころの健康相談センターでは精神障害者手帳及び精神障害者手帳の交付のお知らせの写

しは保管していないとのことであった。

次に、精神通院医療支給認定事務については、最初に、こころの健康相談センターは、審査請求人が高齢・障害支援課の窓口で提出した自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書等の精神通院医療に係る申請書類一式及び精神通院医療進達簿を高齢・障害支援課から受け取った。次に、対象者一覧を作成し、精神通院医療支給認定用の判定用紙を用いて支給認定の適否の判定が行われた。最後に、対象者一覧の写し及び精神通院医療支給認定用の判定用紙とともに高齢・障害支援課から受け取った精神通院医療に係る申請書類一式を障害企画課に送付した。なお、実施機関に確認したところ、こころの健康相談センターでは精神通院医療支給認定用の判定用紙及び精神通院医療に係る申請書類一式は保管していないとのことであった。

- (ウ) 審査請求人が存在を主張する精神障害者手帳の障害等級を決定する際の起案時の文書について、実施機関は、精神障害者手帳交付台帳以外には存在しないと説明していた。

上記(イ)の事務の流れによれば、実施機関は、精神障害者手帳の障害等級判定を決定する際は、精神障害者手帳交付台帳を用いて起案するとのことであったため、改めて実施機関に確認したところ、文書管理システムで起案したとのことであった。そして、実際に精神障害者手帳交付台帳のほか、起案用紙がデータとして存在することが認められた。

次に、審査請求人が存在を主張する精神障害者手帳の障害等級判定の審査過程に係る文書については、等級判定用紙以外には存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、ほかに当該文書の存在を推認させる特段の事情も認められない。

また、上記(イ)で確認したとおり、進達者一覧、精神障害者手帳交付台帳、精神通院医療進達簿及び対象者一覧についても、こころの健康相談センターで保管されている精神障害者手帳交付事務及び精神通院医療支給認定事務に係る審査請求人の保有個人情報であることが認められる。

上記(イ)で確認した事務の流れに不自然、不合理な点はなく、これらのほかに書類があったとは認められない。

以上のことから、実施機関は、本件保有個人情報に加え、審査請求人に係る精神障害者手帳の等級判定に係る起案用紙のデータ、進達者一覧、精神障害者

手帳交付台帳、精神通院医療進達簿及び対象者一覧についても本件本人開示請求の対象として特定すべきであった。

なお、実施機関は、進達者一覧及び対象者一覧について、本件追加決定において特定し開示しているが、審査請求人は本件追加決定の違法を主張しているため、審査会の判断は後述する。

- (エ) 上記書類のほか、実施機関では、福祉保健システム上の精神障害者手帳交付事務に係るデータ及び障害福祉システム上の精神通院医療支給認定事務に係るデータを保有している。これらシステムの端末は、それぞれの事務に関して受付等を行う複数の課に設置されており、それぞれの課において閲覧、入力等を行うことが可能であり、こころの健康相談センターにもシステム端末が設置されている。そこで、これらシステム上のデータもこころの健康相談センターで保管されている審査請求人の保有個人情報として特定しなかったことが妥当かどうか問題となる。

横浜市こころの健康相談センター規則（平成14年4月横浜市規則第34号。以下「こころの相談センター規則」という。）では、精神障害者手帳に関することがこころの健康相談センターの所管事務とされており、障害等級判定及び交付の決定という主要な事務をこころの健康相談センターが所管している。

したがって、福祉保健システム上の精神障害者手帳交付事務に係るデータが本人開示請求の対象となった場合には、こころの健康相談センターが所管課として開示決定等に係る事務を行うことになると思われる。

以上のことから、こころの健康相談センターで保管している全ての個人情報について開示を求められている本件本人開示請求に対しては、福祉保健システム上の精神障害者手帳交付事務に係る審査請求人のデータについても本件本人開示請求の対象として特定すべきであった。

次に、障害福祉システム上の精神通院医療支給認定事務に係るデータであるが、こころの健康相談センター規則によれば、こころの健康相談センターの精神通院医療の支給認定に係る事務分掌は、精神通院医療費の判定に関することに限られている。そして、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）によれば、精神障害者に係る医療費の公費負担に関することは、他の部や課等の主管に属するものを除き、障害企画課が所管することとされていることから、障害企画課が精神通院医療の支給認定の決定等主要な事務を所管してい

るといえる。

そのため、障害福祉システム上の精神通院医療支給認定事務に係るデータが本人開示請求の対象となった場合には、障害企画課が開示決定等に係る事務を行うことになると思う。

したがって、実施機関が、これらデータについて本件本人開示請求の対象として特定しなかったことは是認できる。

(4) 嘱託医の氏名の条例第22条第7号該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、等級判定用紙の嘱託医の氏名欄の精神障害者手帳の障害等級判定を行う嘱託医の氏名について、本号に該当し非開示としたと主張しているため、以下検討する。

精神障害者手帳の障害等級判定は、嘱託医が行う等級判定を踏まえて、最終的にこころの健康相談センターのセンター長が等級を判定することとされている。そして、判定された等級によって、精神障害者手帳の交付を受けた者が日常的に受けられるサービス内容や受け取る手当等に違いが生じる。

嘱託医の氏名を開示すると、既に関示している判定内容と結びつくことで当該嘱託医がどのような判定をしたかが明らかとなり、申請者の意に反する判定になった場合には当該嘱託医に対して不満を募らせ、判定を覆させようとしたり、理由を問いただそうとする等の不当な圧力が加えられる可能性は否定できない。実施機関の説明によると、等級判定に対する苦情の申立てが頻繁になされているとのことである。このことを考慮すると、嘱託医に対し何らかの圧力が加えられることは現実のものとして想定されるといえ、そのことを懸念した嘱託医が専門的見地から適正かつ公平な意見を述べることをちゅうちょすることで、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、実施機関の説明にあるように、現状でも嘱託医の確保に苦慮している中で、嘱託医の氏名を開示すると、上記のような嘱託医に対する圧力への懸念から、嘱託医となりその職務を行うことに心理的重圧を感じることとなり、その結果嘱託医の確保がますます困難となり、精神障害者手帳の等級判定業務の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、精神障害者手帳の等級判定を行う嘱託医の氏名は本号柱書に該当する。

(5) 公務員の職の条例第22条第3号該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もつとも、本号ただし書では、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会が見分したところ、等級判定用紙の嘱託医の氏名欄には、公務員の職が記載されていた。これは、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから条例第22条第3号本文前段に該当する。次に本号ただし書の該当性についてであるが、精神障害者手帳の障害等級判定の職務の遂行に係る情報であり、本号ただし書ウに該当する。

実施機関は、本件追加決定において、公務員の職については開示したと主張しているが、審査請求人は本件追加決定の違法を主張しているため、審査会の判断は後述する。

(6) 本件追加決定について

本件追加決定は、本来であれば、横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市規則第46号）第11条第1号及び第2号で定める第2号様式及び第3号様式により通知しなければならないにもかかわらず、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号）第5条第2号で定める第3号様式により通知した。また、実施機関は、本件処分の取消し等をせ

ずに本件追加決定を行っているが、本件追加決定は、本件処分により非開示とした部分の一部を開示する内容を含む処分であるから、本件処分を取り消した上で行うか、本件処分を変更する処分と追加の開示決定等を行うべきであったが、それもなされていなかった。

これらのことから、本件追加決定は瑕疵ある行政処分であるといわざるを得ず、本件追加決定は、取り消すべきである。

(7) 付言

実施機関は、本件処分の個人情報一部開示決定通知書の記載につき、「7 根拠規定を適用する理由」を誤って記載し、弁明書において修正した。また、本件処分は、保有個人情報の特定漏れがあり、その後本件追加決定で追加特定を行ったがそれでもなお特定漏れがあるなど、保有個人情報の特定につき度重なる漏れがあった。さらに、本件追加決定についても、誤った様式を用いた上、元の処分を取り消す等せずに、これと異なる処分を行うなどの誤りがみられた。

実施機関のこれらの事務手続は、慎重さを著しく欠いているといわざるを得ない。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重かつ適切に行うよう強く望むものである。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、等級判定用紙の公務員の職を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

また、本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報のみを特定したことは妥当ではなく、審査請求人に係る進達者一覧、精神障害者手帳の等級判定に係る起案用紙のデータ、精神障害者手帳交付台帳、精神通院医療進達簿、対象者一覧及び福祉保健システム上の精神障害者手帳交付事務に係るデータについても対象保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

なお、本件処分で非開示としていた等級判定用紙の公務員の職について開示し、審査請求人に係る進達者一覧及び対象者一覧を特定し開示した追加の決定は、瑕疵ある行政処分であり取り消すべきである。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年8月31日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年9月21日 (第220回第三部会) 平成29年9月22日 (第322回第二部会) 平成29年9月26日 (第307回第一部会)	・諮問の報告
平成29年10月16日	・審査請求人から意見書を受理
平成30年8月28日 (第318回第一部会)	・審議
平成30年9月25日 (第319回第一部会)	・審議
平成30年11月27日 (第321回第一部会)	・審議
平成30年12月18日 (第322回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成31年1月22日 (第323回第一部会)	・審議
平成31年3月26日 (第325回第一部会)	・審議
平成31年4月12日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
平成31年4月16日 (第326回第一部会)	・審議
令和元年5月24日 (第327回第一部会)	・審議
令和元年6月21日 (第328回第一部会)	・審議
令和元年7月23日 (第329回第一部会)	・審議
令和元年8月27日 (第330回第一部会)	・審議
令和元年9月24日 (第331回第一部会)	・審議